

大和市告示第41号

大和市違反屋外広告物除却協力員制度実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月22日

大和市長 大 木 哲

大和市違反屋外広告物除却協力員制度実施要綱の一部を改正する要綱

大和市違反屋外広告物除却協力員制度実施要綱（平成20年大和市告示第89号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「この限りでない」を「これ以外の者を登録することができる」に改め、同項第1号中「在住し」の次に「、在学し」を加え、同項第2号中「社会人（成人又は勤労者）」を「成人又は勤労者」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

第17条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第16条とする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。